

## 大阪市告示第770号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年6月3日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和6年6月10日（月）	
	令和6年6月17日（月）	
	令和6年6月24日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年6月3日（月）	午前6時15分から
	令和6年6月10日（月）	翌日午前2時まで
	令和6年6月17日（月）	午前6時15分から 翌日午前3時45分 まで
	令和6年6月24日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時まで

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年6月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和6年6月8日（土）から 同月9日（日）まで	

	令和6年6月15日（土）から 同月16日（日）まで	
	令和6年6月22日（土）から 同月23日（日）まで	
	令和6年6月29日（土）から 同月30日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年6月1日（土）	午前6時15分から 午後11時45分まで
	令和6年6月2日（日）	午前6時15分から
	令和6年6月4日（火）から 同月5日（水）まで	翌日午前0時15分 まで
	令和6年6月6日（木）から 同月7日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和6年6月8日（土）から 同月9日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年6月11日（火）から 同月12日（水）まで	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年6月13日（木）から 同月14日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和6年6月15日（土）から 同月16日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分
	令和6年6月18日（火）から 同月19日（水）まで	まで

令和6年6月20日（木）から 同月21日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和6年6月22日（土）	午前6時15分から 午後11時45分まで
令和6年6月23日（日）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和6年6月25日（火）から 同月26日（水）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和6年6月27日（木）から 同月28日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和6年6月29日（土）から 同月30日（日）まで	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）